

小型定置網漁業の許可等の取扱方針

平成 20 年 4 月 18 日制定

(趣旨)

第 1 岩手県漁業調整規則（令和 2 年岩手県規則第 66 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 15 号に規定する小型定置網漁業（以下「本漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）、規則及びこの方針によるものとする。

(適用範囲)

第 2 この方針は、岩手県に住所地を有する者に適用する。

(制限措置の内容)

第 3 法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項及び規則第 11 条第 1 項各号に規定する制限措置の内容は、別表 1 のとおりとする。

(条件)

第 4 法第 58 条において読み替えて準用する法第 44 条第 1 項（規則第 13 条第 1 項）に規定する条件は、別表 2 のとおりとする。

(許可の有効期間)

第 5 法第 58 条において読み替えて準用する法第 46 条第 1 項（規則第 15 条第 1 項）に規定する許可の有効期間は、5 年とする。ただし、第二種共同漁業権の切替え時期に合わせて、規則第 15 条第 2 項の規定により海区漁業調整委員会の意見を聴いて有効期間を短縮するものとする。

(資源管理の状況等の報告)

第 6 法第 58 条において読み替えて準用する法第 52 条第 1 項及び規則第 21 条第 1 項に規定する資源管理の状況等の報告は、毎年、第 3 の制限措置に定める当該漁業の漁業時期の終了後 30 日以内に知事に行うものとする。

2 前項の報告書は、第 8 第 1 項の例により、提出するものとする。

(起業の認可の有効期間)

第 7 法第 58 条において読み替えて準用する法第 39 条第 2 項（規則第 7 条第 2 項）に規定する起業の認可の有効期間は、起業の認可の日から 10 か月（起業の認可の有効期間が許可の有効期間を超える場合は、許可の有効期間の満了日まで）とする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認め、期間を延長したときは、その延長した期間を加算した期間とする。

(許可等の申請等)

第 8 許可等を申請しようとする者は、別に定める書類を、その住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長、その他の場合は、水産振興課総括課長に提出するものとする。

2 法第 58 条において読み替えて準用する法第 47 条（規則第 16 条）の規定による許可の変更の許可を申請しようとする者、法第 58 条において読み替えて準用する法第 48 条（規則第 17 条）の規定による相続又は法人の合併若しくは分割の届出、法第 58 条において読み替えて準用する法第 49 条第 2 項（規則第 18 条第 2 項）の規定による廃止等の届出

及び、法第 58 条において読み替えて準用する法第 50 条（規則第 19 条第 1 項）の規定による休業又は規則第 19 条第 2 項の規定による就業の届出をしようとする者並びに法第 58 条において読み替えて準用する法第 56 条第 2 項の規定による許可証の書換え交付（規則第 27 条）及び許可証の再交付（規則第 28 条）を申請しようとする者は、別に定める書類を前項の例により提出するものとする。

（操業区域に係る漁場計画要望調査の実施）

第 9 許可等を申請しようとする者は、第二種共同漁業権切替え時期に、操業区域に係る漁場計画要望を提出するものとする。

附 則

- 1 この方針は、平成 20 年 4 月 18 日（制定の日）から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 12 日一部改正。ただし、改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 平成 25 年 6 月 3 日一部改正。
- 4 令和 4 年 6 月 14 日一部改正。

別表 1

漁業種類		漁具 の種 類 そ 他 の 漁 業 の 方 法	操業 区域	漁業 時期	推 進 機 関 の 馬 力 数	船 舶 の 総 ト ン 数	漁業者の 資格	許 可 又 は 起 業 の 認 可 を す べ き 漁 業 者 の 数
水産 動 植 物 の 種 類								
小型 定 置 網 漁 業	さけ 等	定 置 網	岩手県沖 合海面の うち第二 種共同漁 業権の免 許区域内 の海域	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで	—	—	岩手県内に 住所を有 し、操業区 域に係る第 二種共同漁 業権の漁業 権者から操 業の同意を 得ている者	—

別表 2

漁業種類	条件
小型 定 置 網 漁 業	<p>(1) …によって囲まれた区域以外の海域で操業してはならない。</p> <p>(2) …によって囲まれた区域においては、毎年〇月〇日から〇月〇日までの間、操業してはならない。</p> <p>(3) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。</p> <p>(4) (箱網の網目の条件を付す場合) 毎年〇月〇日から〇月〇日までの期間中は、箱網の網目は〇センチメートル(〇節)以上の大きさにしなければならない。</p> <p>(5) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。</p> <p>(6) (垣網に係る条件を付す場合) 垣網の元地から〇メートルの間において、垣網桁〇メートルを海面下〇メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。</p> <p>(7) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。</p>